

福岡県公報

平成26年7月25日
第3614号

目次

告示 (第636号 - 第649号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (水産振興課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5

公 告

- 農業経営基盤強化促進法に基づく事業の実施に関する規程の承認 (水田農業振興課) …………… 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるため

- の事前届出 (漁業管理課) …………… 6
- 平成25年度福岡県情報公開条例の運用状況 (県民情報広報課) …………… 6
- 平成25年度福岡県個人情報保護条例の運用状況 (県民情報広報課) …………… 15
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 24
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 24
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 24

選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (市町村支援課) …………… 24
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 25
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) …………… 27
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 27
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) …………… 28

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) …………… 28

海区漁業調整委員会

- 福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止について (漁業管理課) …………… 30

告 示

福岡県告示第636号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分

福岡市東区	今 林 修 一 末 永 慶 次	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧奈多漁業協同組合の地区 (奈多加入区)	小型底びき網漁業、 小型一般漁業及び小 型定置網漁業
-------	--------------------	--	----------------------------------

福岡県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	八 女 線 香 春	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山 5066番5先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5171番4先まで	3.0 ～ 9.2	327.1
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山 5066番5先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5171番4先まで	6.5 ～ 12.2	

福岡県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

久留米	県道	西 島 線 筑 邦	前	久留米市安武町住吉2413 番4先から 久留米市安武町住吉437 番2先まで	3.8 ～ 6.0	100.0
			後	久留米市安武町住吉2413 番4先から 久留米市安武町住吉437 番2先まで	4.6 ～ 9.7	
			後	久留米市安武町住吉2413 番4先から 久留米市安武町住吉437 番2先まで	4.6 ～ 9.2	111.0

福岡県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米 線 浮 羽	前	うきは市吉井町桜井365 番2先から うきは市吉井町桜井220 番4先まで	6.5 ～ 9.6	70.0
			後	うきは市吉井町桜井366 番1先から うきは市吉井町桜井351 番4先まで	6.5 ～ 11.5	

福岡県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成26年7月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米浮羽線	うきは市吉井町桜井366番1先から うきは市吉井町桜井351番4先まで

福岡県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	瀬高線 久留米	前	久留米市荒木町白口1676番1先から 久留米市荒木町白口1359番2先まで	6.1 ～ 9.1	468.0
			後	久留米市荒木町白口1676番1先から 久留米市荒木町白口1359番2先まで	11.5 ～ 13.5	

福岡県告示第642号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月23日農林水産省告示第1635号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第643号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

八女市黒木町大淵字上田8688の5、字森樫8745の4、8746の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第644号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
八女市黒木町大淵字石コロバシ6102の2、6112の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第645号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
飯塚市建花寺字長浦1261の17、1261の19
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第646号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
		福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか 54箇所（今回変	

新	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行	更した売りさばき所） 糸島市前原中央三丁目19番36号 株式会社福岡銀行前原支店	平成26年7月22日
旧			福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所（今回変更した売りさばき所） 糸島市前原中央三丁目18番1号 株式会社福岡銀行前原支店	

福岡県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年7月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	竹野志塚島線	久留米市田主丸町竹野1129番先から 久留米市田主丸町以真恵69番5先まで

福岡県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	赤 池 糸 田 線	前	田川郡糸田町下糸田2518 番1先から 田川郡糸田町下糸田1655 番1先まで	8.7 ～ 11.3	215.0
			後	田川郡糸田町下糸田2518 番1先から 田川郡糸田町下糸田1655 番1先まで	9.0 ～ 142.0	215.0

福岡県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	八 女 香 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山 4085番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5048番6先まで	3.4 ～ 48.9	798.1
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山 4085番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5048番6先まで	3.4 ～ 54.8	798.1
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山 4085番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山 5048番6先まで	8.3 ～ 55.5	758.0

公 告

公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、事業の実施に関する規程を承認したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小 川 洋

事業を行う者の名称	承認年月日	事業の種類
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成26年6月25日	法第7条各号に掲げる事業

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人久留米ブランド研究会

(2) 代表者の氏名

荒木 康博

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市国分町1652番地11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、久留米市の地域資源を活用したまちづくり及び、まちづくりに関連するその他の市民活動を行うと共に、それらを支援することを通じて久留米市の魅力を高め、まちづくりの推進と文化の振興に寄与することを目

的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成26年6月27日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人権利擁護支援センターふくおかネット

(2) 代表者の氏名

森高 清一

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市長門石一丁目4番33号 長門石OCビル104

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者、高齢者、児童等、市民一人一人に対して、地域での暮らしや福祉サービスの利用に関わる権利擁護の支援に関する事業を行い、人権の擁護と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市大門字野間口389番1から389番6まで、字松戸394番5、394番6、396番6

及び396番7、並びに字小者給118番2、119番2及び1126

- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市西区今宿二丁目11番16-1号

株式会社 キョーワ

代表取締役 陽田 義雄

公告

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成26年7月25日から同年8月8日までの間縦覧に供する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
大牟田市早米来町二丁目 大牟田市早米来町一丁目 大牟田市早米来町一丁目49	原田 晴耕 小柳 俊二 汐見 澄夫	三池港	三里漁業協同組合
大牟田市天領町三丁目8番地1 大牟田市浪花町26番地 大牟田市上屋敷町一丁目3-4	中島 敏信 中島 繁則 植田 敏夫	三池港	新大牟田漁業協同組合

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成25年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

平成25年度福岡県情報公開条例の運用状況**I 公文書の開示****1 公文書の開示請求と決定の状況**

平成25年度における公文書の開示請求の件数は1,847件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数153件を除いた1,694件です（表1）。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況				
	開示	部分開示	非開示	却 下	
			不 存 在		
1,847	838	781	75	4	149

2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事1,633件、教育委員会76件、警察本部長70件、選挙管理委員会36件等となっています(表2)。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求 の件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分開示	非開示		
				不存在	却下	
総務部	187	26	120	8	1	33
企画・地域振興部	11	6	5			
新社会推進部	24	14	8			2
保健医療介護部	291	182	81	4	4	24
福祉労働部	112	44	57	2	1	9
環境部	138	42	82	8	8	6
商工部	103	48	34	1	1	20
農林水産部	161	97	53	5	5	6
県土整備部	458	246	177	12	10	22
建築都市部	148	38	86	17	14	7
会計管理局						
小計	1,633	743	703	57	44	129
議会	6		4	1	1	1
公営企業の管理者	1		1			
教育委員会	76	34	25	8	2	9
選挙管理委員会	36	19	15			2
人事委員会	4	1	2			1
監査委員						
労働委員会	3	1	2			
警察本部長	70	35	19	9	6	6
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
公安委員会	3					1
収用委員会	2		2			
地方独立行政法人						
地方三公社	13	5	8			
合計	1,847 (100.0%)	838 (45.4%)	781 (42.3%)	75 (4.0%)	53 (2.9%)	149 (8.1%)

注 秘書室は、総務部に含まれます。

3 非開示事由適用件数

公文書の開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成25年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

表3-1 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号		件数		
		非開示	部分開示	計
第1号	個人情報報		2	2
第2号	事業情報報		1	1
第3号	行政内情報報			
第4号	国等関係情報報			
第5号	行政運営情報報			
第6号	捜査情報報			
第7号	法令秘情報報			
第8号	議員個人・会派情報報			
計			3	3

表3-2 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号		件数		
		非開示	部分開示	計
第1号	個人情報報	13	362	375
第2号	事業情報報	3	605	608
第3号	審議・検討等情報報		6	6
第4号	行政運営情報報	13	50	63
第5号	任意提供情報報	12	2	14
第6号	捜査等情報報		1	1
第7号	法令秘情報報	1	2	3
第8号	議員個人・会派情報報			
計		42	1,028	1,070

注1 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

注2 不存在及び存否応答拒否は除いています。

4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
工事成績評定通知書	243	知事（県土整備部等）
医療法人の決算書	181	知事（保健医療介護部）
公益法人の決算書	164	知事（総務部等）
学校法人の決算書	108	知事（総務部）
社会福祉法人の決算書	105	知事（福祉労働部等）

5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

開示請求者の区分	件数
県の区域内に住所を有する個人	625
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	998
県の区域外に住所を有する個人	82
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	142
合計	1,847

6 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成25年度は、不服申立てが12件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立案件	諮問実施機関	不服申立年月日	情報公開審査会		諮問実施機関の裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	裁決等年月日	裁決等内容
「曽根堤防完成図面」開示の件	知事	25.6.1	—	—	25.8.12	却下
「用地交渉記録簿等」部分開示の件	知事	25.7.16	25.8.26	26.1.27	26.3.13	一部認容
「原子力安全協定締結協議に係る」部分開示の件	知事	25.7.18	25.8.13	25.12.16	25.12.25	棄却
「貸借対照表等」部分開示の件	知事	25.8.20	—	—	25.11.22	却下
「大浜地区海岸堤防等の完成図面」非開示の件	知事	25.8.28	25.10.31	26.3.24	26.4.21	棄却
「産業廃棄物処理施設に関する説明会の再実施」非開示の件	知事	25.9.27	—	—	26.1.20	却下
「自動車取得税の概要」開示の件	知事	25.10.2	—	—	25.11.1	却下
「特定私立学校における進路変更」非開示の件	知事	25.11.15	26.2.25	26.6.23	—	—
「産業廃棄物収集運搬業査査マニュアル」非開示の件	知事	25.11.18	—	—	26.4.30	却下
「特定個人に係る押収物品保管リスト等」非開示の件	公安委員会	26.1.4	26.2.27	26.5.26	—	—
「覆砂工事に関する調査結果」非開示の件	知事	26.1.21	—	—	26.4.23	却下
「建築業法違反業者に対する廃業指導文書」開示の件	知事	26.2.25	—	—	26.3.27	却下

7 苦情申出の状況

平成25年度は、苦情申出はありませんでした。

8 出資法人の情報公開の状況

情報公開条例第37条第1項により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は次のとおりとなっております（表7）。

なお、平成25年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況			取 下 げ	
	開示	部分開示	非開示		不 存 在
7	4	3			

9 指定管理者の情報公開の状況

情報公開条例第37条の2第1項により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開制度に基づく開示申出はありませんでした。

II 情報提供

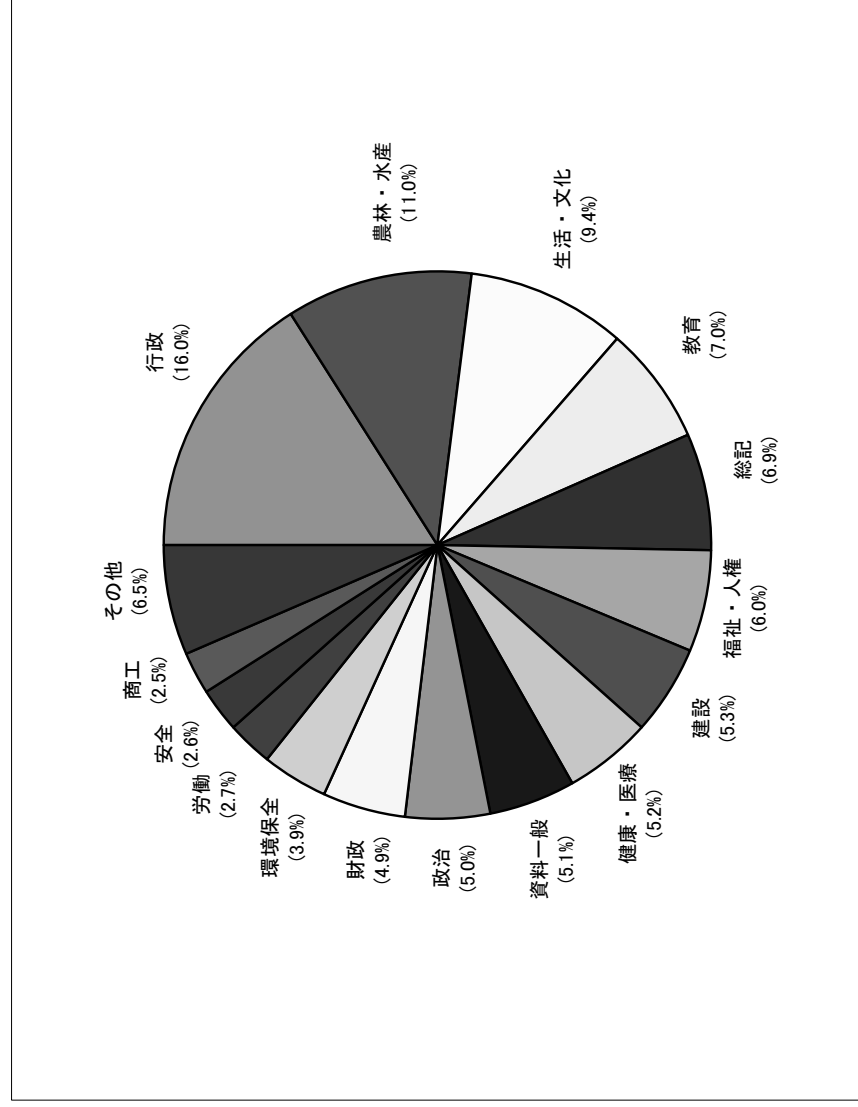
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスをしています（表1、図1）。

表1 配架資料の件数（平成26年3月31日現在）

名称	件数	地区県民情報コーナー				合計
		北九州	筑後	筑豊	京築	
県民情報センター	9,325					
		1,868	1,878	1,886	1,869	7,501
						16,826

図1 配架資料の分野別構成比



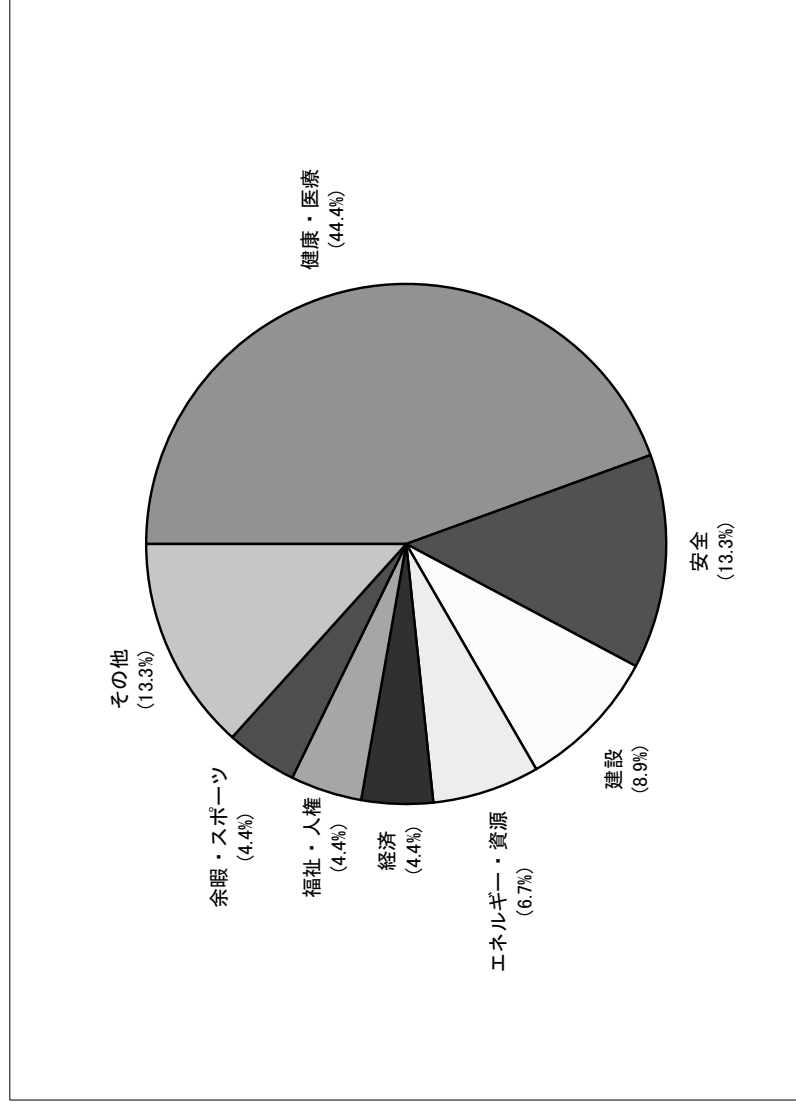
注 「その他」は、自然・土地・人口、経済、運輸・通信、エネルギー・資源、余暇・スポーツに関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表2、図2）

表2 利用状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

区 分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	17,107	28,946	40
北九州	1,920	999	0
筑後	4,133	3,442	0
筑豊	2,963	4,905	3
京築	2,607	762	2
計	28,730	39,054	45

図2 貸出状況の分野別構成比



注 「その他」は、自然・土地・人口、行政、政治、教育、生活・文化、環境保全に関するものです。

3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「教育便覧（平成25年度）」等25種類の行政資料を2,841部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成25年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

平成25年度福岡県個人情報保護条例の運用状況**1 自己情報の開示請求の状況****(1) 文書による開示請求と決定の状況**

平成25年度の文書による自己情報の開示請求の件数は322件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数4件を除いた318件です

(表1-1)。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況				
	開示	部分開示	不 開 示		
			不 存 在	却 下	
322	68	246	4	1	3

(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長242件、知事62件等となっています
(表1-2)。

表1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求 の 件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分 開示	不開示	却下	
総務部	2	1	1			
企画・地域振興部						
新社会推進部						
保健医療介護部	22	19	2	1		
福祉労働部	31	25	6			
環境部						
商工部						
農林水産部	1	1				
県土整備部	3	1		2	1	
建築都市部	3	1	2			
会計管理局						
小計	62	48	11	3	1	
議						
公営企業の管理者						
教育委員会	4	3	1			
選挙管理委員会						
人事委員会	2	2				
監査委員						
労働委員会						
警察本部長	242	5	233		1	3
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
公安委員会						
収用委員会	2		1			
地方独立行政法人	10	10				
合計	322 (100.0%)	68 (21.2%)	246 (76.4%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	3 (0.9%)

注 秘書室は、総務部に含まれます。

(3) 不開示事由適用件数

不開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成25年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

表1-3 不開示事由の事由別適用件数

	福岡個人情報保護条例（平成16年福岡条例第57号）第14条第1項各号	件数	
		不開示	部分開示 計
第1号	開示請求者以外の個人情報	2	140
第2号	事業情報	1	2
第3号	審議・検討等情報		
第4号	行政運営情報		180
第5号	評価判断情報		6
第6号	警察職員情報		230
第7号	捜査等情報		30
第8号	法令秘情報		
第9号	未成年者等情報		
第10号	会派情報		
	計	3	588
			591

注1 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

注2 不存在及び存否応答拒否は除いています。

(4) 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

表1-4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードに記載された自己情報	121	警察本部長
警察が作成した職務日誌に記載された自己情報	68	警察本部長
身体障害者手帳の申請書類	23	知事(福祉労働部)
県立大学入学試験の成績に記載された自己情報	10	地方独立行政法人

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成25年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、9,687件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成25年度は、知事が21、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が14、地方独立行政法人が21、合計68の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	調理師試験	31	合否発表の日から1箇月間
	クレーニング師試験	5	合否発表の日から1箇月間
	福岡県ふぐ処理師試験	6	合否発表の日から1箇月間
	福岡県歯科技工士試験	34	合否発表の日から1箇月間
	毒物劇物取扱者試験	2	合否発表の日から1箇月間
	登録販売者試験	5	合格発表の日から1箇月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	4	合否発表の日から1箇月間
	技能検定試験	3	合否発表の日から1年間
	職業訓練技能員試験	1	合否発表の日から1箇月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	124	合否発表の日から1箇月間
	福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	2	合否発表の日から1箇月間
	狩猟免許試験	6	合格発表の日から1箇月間
	砂利採取業務主任者試験	1	合否発表の日から1箇月間
小計	224		

教育委員会	福岡県公立学校教員採用候補者選考試験	1	可否通知を送送した日の翌日から1箇月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	7,270	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1箇月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	16	入学者決定結果通知を送送した日の翌日から1箇月間
	福岡県立特別支援学校高等部入学者選考	2	合格発表の日の翌日から1箇月間
	小計	7,289	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	528	合格発表日の翌日から3箇月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	58	合格発表日の翌日から3箇月間
	福岡県職員採用選考(人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。)	19	合格発表日の翌日から3箇月間
	小計	605	
		286	合格発表の日から1箇月間
警察本部長	福岡県警察官A(男性)採用試験	173	合格発表の日から1箇月間
	福岡県警察官B(男性)採用試験	45	合格発表の日から1箇月間
	福岡県警察官A(女性)採用試験	21	合格発表の日から1箇月間
	福岡県警察官B(女性)採用試験	1	合格発表の日から1箇月間
	福岡県警察官C採用試験	140	合格発表の日から1箇月間
	猟銃等講習考査	162	可否発表の日から1箇月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	14	可否発表の日から1箇月間
	機械警備業務管理者講習修了考査	106	可否発表の日から1箇月間
	警備員等検定学科試験	58	合格発表の日から1箇月間
	警備員等検定実技試験	16	合格発表の日から1箇月間
	駐車監視員資格者講習修了考査	1,022	
小計			

地 方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学選抜試験	134	4月16日から1箇月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	24	4月16日から1箇月間
	九州歯科大学大学院入学選抜試験	4	合格発表の日から1箇月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験（九州歯科大学）	2	合格発表の日の翌日から1箇月間
	福岡女子大学一般入試	148	学生募集要項に定める期間
	福岡県公立大学法人職員採用試験（福岡女子大学）	9	合格発表の日の翌日から1箇月間
	福岡県立大学入学選抜試験	144	4月16日から1箇月間
	福岡県立大学推薦入学試験	66	4月16日から1箇月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	4月16日から1箇月間
	福岡県立大学大学院入学選抜試験	9	合格発表の日の翌月の1日から1箇月間
	福岡県立大学認定看護師教育課程入学試験	1	合格発表の日の翌月の1日から1箇月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験（福岡県立大学）	5	合格発表の日の翌日から1箇月間
	小 計	547	
	合 計	9,687	

2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成25年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供をされていると料するときは、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成25年度は、自己情報の利用停止請求が1件ありました。（表2）

表2 利用停止請求の状況

利用停止請求案件	実施機関	利用停止 請求年月日	実施機関の決定	
			決定年月日	決定内容
戸畑高等技術専門校長より提出された「復職後の状況報告書」に記載の個人情報	知事	25.4.26	25.5.27	不停止

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができず。

平成25年度は、不服申立てはありませんでした。

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成25年度は、「インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務」に係る諮問が1件あり、答申がなされました（表3）

表3 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	諮問実施 機関	諮問年月日
25.8.22	「インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務」について	警察本部長	25.7.31

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成25年度は、4件の苦情がありました。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人びーすふる絆

(2) 代表者の氏名

今村 太

(3) 主たる事務所の所在地

大牟田市八尻町三丁目21番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、地域共生、食育、生活支援、里親支援、人材育成に関する事業を行い、社会全体の公益に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人にここ会

(2) 代表者の氏名

岩坂 茂子

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市西町211番地の11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、痴呆性老人やその家族に対して、親睦融和を図るための情報交換、相談等の相互支援事業などを行い、地域社会における高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市原田五丁目6番7及び6番31から6番47まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目14番16号
株式会社 シティコート
代表取締役 上原 伸雄

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

受付期間 平成26年4月1日～4月30日

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
民主党福岡県第6総支部	大久保 勉	中村 誠治	久留米市六ツ門町2-13 2F	参議院議員	○	平成26年4月3日

(1団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あしがまさひろ後援会	平 和彦	近浦 剛	柳川市三橋町蒲船津31-2-2	平成26年4月28日
猪谷繁幸後援会	猪谷 繁幸	猪谷 由美子	糟屋郡須恵町大字上須恵463-3	平成26年4月1日
井上正文後援会	井上 正文	井上 崇	宗像市田久6-1-10	平成26年4月1日
大西勇後援会	大西 勇	大西 順子	糟屋郡志免町吉原568-7	平成26年4月8日
佐々木淳後援会	田中 洋介	長尾 節之	田川郡糸田町下糸田2567-4	平成26年4月30日
白石ひでお後援会	白石 英雄	白石 政江	田川郡添田町大字榊田1484	平成26年4月7日
大志会	阿志賀 正大	平 和彦	柳川市三橋町蒲船津31-2-2	平成26年4月28日
田口よしひろ後援会	仰木 節夫	牧坂 國雄	中間市東中間2-16-6	平成26年4月25日
竹野純平後援会	竹野 純平	中西 キミ子	遠賀郡芦屋町中ノ浜9-21	平成26年4月22日
谷川りゅうじ後援会	谷川 龍児	谷川 秀樹	鞍手郡小竹町大字新多30-3	平成26年4月3日
仲野照明後援会	仲野 照明	仲野 美喜恵	直方市大字永満寺2477-1	平成26年4月23日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す
受付期間 平成26年4月1日～4月30日

る。

平成26年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県LPガス支部	代表者	和田 博実	泉 博文	平成26年4月9日	平成26年4月15日
自由民主党福岡県北九州市小倉南区第七支部	会計責任者	光野 淳	中川 重夫	平成26年4月15日	平成26年4月16日

(2団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
飯塚商工同志会	主たる事務所の所在地	飯塚市佐與1432-1	飯塚市佐與1480-1	平成26年4月1日	平成26年4月7日
	代表者	澁田 繁晴	宮嶋 正夫		
伊藤法博後援会	会計責任者	伊藤 一広	北原 悟	平成26年4月14日	平成26年4月14日
江崎太郎後援会	政治団体の名称	江崎太郎後援会	江崎太郎後援会	平成26年4月28日	平成26年4月28日
江藤よしみつ後援会	主たる事務所の所在地	うきは市浮羽町高見510番地内第2	うきは市浮羽町高見209-1	平成26年4月6日	平成26年4月7日
	代表者	樋口 吉徳	高瀬 光男		
	会計責任者	弥吉 伸博	弥吉 知己		
北九州タクシー政治連盟	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区中島1-18-28 フェルト730II 2階	北九州市小倉北区中島1丁目18-28 西部ビル2階	平成26年4月1日	平成26年4月3日
国際勝共連合福岡県本部	主たる事務所の所在地	福岡市南区向野2-6-1-206	小郡市寺福童496-11-506	平成26年4月1日	平成26年4月3日
	代表者	佐藤 民雄	佐々木 純二		
	会計責任者	佐藤 民雄	佐々木 純二		
さいとう守史後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市伊川60	飯塚市堀池154-7	平成26年4月15日	平成26年4月15日
迫けんじ後援会	会計責任者	迫 賢二	渡辺 知由規	平成26年4月1日	平成26年4月7日
正宝会	会計責任者	千葉 暁	林 次郎	平成26年4月1日	平成26年4月7日
田川政経文化フォーラム	主たる事務所の所在地	田川市大字弓削田3513-1	田川市大字川宮710-34	平成25年11月5日	平成26年4月21日
西川京子後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区馬借2-6-6-308	北九州市小倉北区馬借2-6-3	平成26年4月1日	平成26年4月18日
羽良和弘後援会	会計責任者	本田 真由美	奥 哲矢	平成26年4月20日	平成26年4月22日
原野ひさみ後援会	代表者	中島 康文	末松 著夫	平成26年4月1日	平成26年4月1日

福岡県エルピーガス政治連盟	代表者	和田 博実	泉 博文	平成26年4月9日	平成26年4月15日
福岡県社会福祉政治連盟	主たる事務所の所在地	春日市一の谷1-1-1-303号細山田晃方気付	福岡市城南区七隈8丁目14-27-608号原田裕志方気付	平成26年4月1日	平成26年4月4日
	会計責任者	堀 圭介	細山田 晃		
福岡県商工政治連盟大木町支部	会計責任者	石橋 和博	小松 輝昭	平成26年4月1日	平成26年4月25日
福岡県農政連	会計責任者	今岡 靖弘	田中 博明	平成26年4月1日	平成26年4月2日
福田あきひこ後援会	主たる事務所の所在地	宗像市日の里1-13-20	宗像市広陵台4丁目1-13	平成26年1月10日	平成26年4月28日
豊前築上医師連盟	代表者	久永 孟	宮部 雅典	平成26年4月1日	平成26年4月7日
	会計責任者	溝口 裕昭	友尾 靖		
みやうら寛応援団	主たる事務所の所在地	福岡市早良区野芥2-2-26	福岡市早良区田隈3-11-7	平成26年4月1日	平成26年4月4日
吉村雅明後援会	代表者	東 俊二	中山 輝男	平成25年8月24日	平成26年4月1日

(21団体)

福岡県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の受付期間 平成26年4月1日～4月30日

とおりに告示する。

平成26年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
阿志賀 正大	柳川市議会議員	大志会	柳川市三橋町蒲船津31-2-2	阿志賀 正大	平成26年4月13日	平成26年4月28日
江崎 太郎	福岡市議会議員	江崎太郎後援会	福岡市西区上山門3-14-6	江崎 太郎	平成26年4月28日	平成26年4月28日
大西 勇	志免町議会議員	大西勇後援会	糟屋郡志免町吉原568-7	大西 勇	平成26年4月8日	平成26年4月8日
白石 英雄	添田町議会議員	白石ひでお後援会	田川郡添田町大字榊田1484	白石 英雄	平成26年4月3日	平成26年4月7日
竹野 純平	芦屋町長	竹野純平後援会	遠賀郡芦屋町中ノ浜9-21	竹野 純平	平成26年4月22日	平成26年4月22日
仲野 照明	直方市議会議員	仲野照明後援会	直方市大字永満寺2477-1	仲野 照明	平成26年4月20日	平成26年4月23日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する
受付期間 平成26年4月1日～4月30日

。

平成26年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
齊藤 守史	飯塚市長	さいとう守史後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市伊川60	飯塚市堀池154-7	平成26年4月15日	平成26年4月15日
宮浦 寛 (2団体)	福岡県議会議員	みやうら寛応援団	主たる事務所の所在地	福岡市早良区野芥2-2-26	福岡市早良区田隈3-11-7	平成26年4月1日	平成26年4月4日

福岡県選挙管理委員会告示第80号

平成26年7月25日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成26年4月1日～4月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
佐藤 正夫 (1団体)	衆議院議員	佐藤正夫後援会	佐藤 正夫	平成25年1月14日	平成26年4月10日

監査委員

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した総務部及び商工部出先機関定期監査結果の報告（平成26年3月27日25監総第958号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年7月25日

福岡県監査委員 小 串 正 伸
 同 伊 藤 龍 峰
 同 行 正 晴 實
 同 井 本 邦 彦

26商政第38号
平成26年4月14日

福岡県監査委員 小 正 伸 殿
同 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 殿
同 田 中 正 勝 殿

福岡県知事 小 川 洋

監査の結果に係る措置について

平成26年3月27日25監総第958号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部 (工業技術センター 機械電子研究所)	設備機器使用料において、 単価を誤ったため徴収過大と なっていた。 (13件)	過誤納13件分については還付処理を 行った。 今後は、使用料の事務手続きについて所 属研修を通じ職員に固知徹底を図るとと もに、所内におけるチェック体制を強化 し、再発防止に努める。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第166号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成26年7月25日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

(1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜4丁目地先及び福岡市西区豊浜1丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分（世界測地系）

イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分（世界測地系）

ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分（世界測地系）

エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分（世界測地系）

(2) シーサイドももち海浜公園（百道浜地先）

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分（世界測地系）

カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分（世界測地系）

キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分（世界測地系）

ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分（世界測地系）

ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分（世界測地系）

(3) シーサイドももち海浜公園（地行浜地先）

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分（世界測地系）

サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分（世界測地系）

シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分（世界測地系）

ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分（世界測地系）

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

平成26年8月1日から平成27年7月31日まで